平成 22 年 10 月 20 日 (水)

### 中央環境審議会自動車リサイクルWGヒアリング

板倉町環境水道課課長 鈴木 渡

### 板倉町の事例

- 1. 不法投棄 · 路上放棄車両対応
- (1) 不法投棄・路上放棄車両の撤去の実績
- ①自治体による撤去台数

板倉町は、人口が約16,000人の小さな町。平坦な地形にあり、群馬県でも鶴舞う形のくちばしに当たる最東南に位置しており、主に施設園芸(きゅうり、とまと、なす)や米麦を中心とした農村の町である。

当町に於いては、古い年度になるが平成17年頃に軽乗用車1台(660CC 相当)撤去した事がある。

この事例は、町の公園の駐車場へ放置された車。平成14年3月に公園駐車場に放置され、14年度から15年度にかけて移動撤去を促す貼り紙を6度行った。しかし、効果が見られず移動撤去は行われなかった。

その後平成16年度に公園の担当している課長と係長とで自動車所有者の確認 が出来たので直接自宅へ訪問する。早く撤去するよう指導する。

もし、撤去出来なければ町で撤去することになるが、撤去に要した費用は、 本人に請求することを伝えた。

その後撤去しないため、平成17年に町で撤去処分する。

それ以降は路上放棄車両の撤去の実績はない。

#### ②私有地での撤去を行った実績

これも古い事例だが、平成13年頃に私有地の隣地の住民から、「何年間も車が 放置してあるので役場で片づけて欲しい」との連絡があり、外車(4000CC クラス・10年以上利用されたと思われる車)を1台撤去した事がある。

#### ③行政指導、代執行等の事例紹介

①の事例のとおり。

19年頃に、通行人より「河川敷近くの道路へ乗り捨てられた車が約1ヶ月近く放置されている」との連絡を受ける。

警察へ通報し、その後約1ヶ月以上乗り捨て者の割り出し調査を行う。乗り捨て者の確認が出来たので行政指導により片づけさせた。

#### (2) 廃物認定手続き

#### ①手続きフロー

住民から通報→警察・県環境森林センターへ連絡→現場(自動車確認)→ 約1ヶ月間貼り紙をし告示をする→警察・県・町とで廃棄物判断→処理業者へ 依頼・処分

②認定要件(基本的に所有者・使用者等の確認が何らかの方法で可能であれば、 廃棄物として認定はしない)

放棄車両の確認(ナンバー・車体番号等・車が乗り捨てられたものかどうか。) →警察へ連絡→情報確認→原因者・所有者・使用者の把握→乗れるかどうかの 確認(タイヤなし・窓ガラスなし・付属部品等なし)→ 誰が見ても乗れる状態 でない場合→ごみ(廃棄物)として処理処分

#### ③諸手続の所要期間

発見してから、片づけるまでには、最低 $2_{f}$ 月から最高1年かかる。(ケースバイケース)。複雑な場合は、何年も放置しておく場合がある。(近隣者等より苦情や支障がない場合)

#### ④根拠法令

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の2 (市町村の処理)・第16条 (投棄禁止) 18条 (報告の徴収) ?

#### ⑤その他問題認識

不法投棄された車両については、原因者が特定できれば、対応を求める事が できるが、求めたとしても対応しないことが多い。

また、原因者が判明しない場合、廃自動車として認定し、自治体が撤去することになる。

問題は、その処理費用である。

- (3) 廃物認定に当たっての判断要素
- ①廃物認定において判断に迷った事例とその理由

不法投棄と違法駐車の判断が難しく、所有権などを踏まえてもめる可能性がある。特に個人所有地においてある廃自動車。有価物として置いてあるのか不法投棄であるのか判断に困る場合が多い(自動車のみ山積みになっている)。

②廃物認定に当たって必要と思われる、または活用している外形的要素 自動車自体が外見上、誰が見ても道路を走れる状態でない場合。

廃棄物か廃棄物でないかの判断は、非常にむずかしく、廃棄物とするまでに 労力と時間がかかる。

やたらに、すぐ認定すれば、なんらかの、トラブルに巻き込まれる可能性が 非常に大きい。車の置いてある付近の住民からは、役所は「いつまで何やってい るのだ、早く片づけろ」などと怒鳴られる。

個人の財産権とのからみがあるため、すぐには決着がつかない。慎重に慎重を 重ね対応しなければならないと思っている。

## 処理実績の多い町村の事例等

- 1. 不法投棄・路上放棄車両対応
- (1) 不法投棄・路上放棄車両の撤去の実績
- ①自治体による撤去台数

今回調査を実施した自治体における撤去台数実績は、平成19年度~21年度の3年間で5~60台、行政指導による原因者自らの撤去台数については0~49台。

#### ②私有地で撤去を行った実績の有無

- ・調査を実施したいずれの町も、私有地で撤去を行った実績なし。
- ・私有地での放棄車両問題について、町は介入しない。私有地の所有者と、車両 の所有者との間で解決を依頼する。

- ③行政指導及び行政処分、代執行を行った事例紹介とその処分等の根拠
- ・所有者が住所、所在地不明となったもの
- ・所有者への撤去命令等の実施
- ④廃物認定後のトラブルの有無
- ・なし
- (2) 通常の廃棄物認定手続きについて
- ①実際の手続きのフロー
- ・警察署及び登録事務所に車両の照会をし、撤去警告及び勧告を行う。(A町)
- ・放置自動車発見→調査→警察へ調査→警察措置なし→警告書貼付→所有者・ 連絡先不明→廃物判定委員会→廃物認定(B町)

※廃物判定委員会…弁護士、有識者、自動車販売業者、町民(一般公募)等6名で組織。

- ・放置車両発見(通報等)→注意勧告書貼付→警察協議→警察より回答(警察において措置しない)→町にて廃物認定→廃棄物認定告知書貼付→14日間→撤去・処分(C町)
- ・「D町放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例」フローチャート (別添1)のとおり(D町)
- ・撤去を促すための警告書の貼付→公示→14日経過→廃物認定(E町)

#### ②認定要件

- ・警察署及び登録事務所の回答を得て、14日後に警告を行い、それでも撤去に 応じない時はさらに14日後、封書にて勧告を行う。所有者が判明しないとき は廃自動車判定表(別添2-1)により、基準点100点以上は廃自動車と判 定したものとみなす。(A町)
- ・廃物判定基準(別添2-2)を設け、100点以上は原則廃物と見なし、判定 委員会で決定、100点未満は判定委員会により廃物判定を決定する。(B町)
- ・「放置車両の廃棄物認定要領の取り扱いについて(平成14年3月29日愛知県 津島土木事務所長通知)の放置車両の廃物認定要領別表(廃棄物認定基準)」に 準じた廃棄物認定基準(別添2-3)により、判定基準ポイントの合計が2ポ イント以上のものを廃棄物と認定することができる。(C町)
- ・別添1のフローチャートにより、発見から14日間で放置自動車かどうかの 判断をするが、その際、放置自動車廃物判定基準(別添2-4)により、基準 点100点以上であるものを廃物と判定したものとみなす。(D町)
- ・自動車登録番号標がないこと又はこれに記載された自動車登録番号の識別がで きないこと。自動車の走行に必要な装置の主要な部分が破損し、若しくは腐食し

#### 又は滅失していること。(E町)

 $A \sim D$ 町は、おのおの廃物認定の判定基準(別添 $2-1\sim2-4$ )を設けているが、それぞれ県や近隣の市町村の例に準じ、作成したもの。

#### ③諸手続の所要期間

約1か月~6ヶ月~約1年半

#### ④根拠法令等

- ・A町放置自動車の発生の防止及び廃自動車の適正に関する条例
- B町自動車の放置の防止等に関する条例、同条例施行規則
- 内規 (C町)
- ・D町放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例
- ・E町放置自動車の処理に関する条例

#### ⑤その他問題意識

- ・所有者が勧告等に応じない。
- ・廃物認定するまでの所要時間が長くかかる。
- ・定期船がない離島に放置された自動車処理では多大な経費を要する。

#### (3) 廃物認定に当たっての判断要素

- ①廃物認定において判断に迷った事例
- ・基準点数をもっているが、基準点数に達しなかった場合。
- ・廃物基準の10年以上経過の車であるかの判断において初度登録年月が不明。
- ・処理中に車両が移動。後日所有権を主張。所有者を特定するための所在地等の 把握が困難。

#### ②廃物認定に当たって必要と思われる、または活用している外形的要素

- ・点数表
- ・車種の型式
- ・登録番号・車台番号等の識別ができないこと。自動車の走行に必要な装置の 主要な部分が破損し、若しくは腐食し、又は滅失していること。

# ガイドラインへの期待

- 1. 判断基準として必要と考える判断要素
  - ・初度登録年からの経過年数
  - ・ 所有権の権利放棄の確認
  - 放置期間
  - ・ 走行の可否
- 2. ガイドラインが作成された場合に活用を期待している場面
  - ・各市町村により基準が異なるため、統一的なガイドラインにより、 廃物かどうか迷った時の判断が期待できる。
  - ・ 放置自動車と路上駐車違反車との判別
  - 私有地放棄車両の対処方法

(参考:全国町村会 平成23年度政府予算編成及び施策に関する意見(抄) 〈平成22年7月1日〉)

#### 「環境保全対策の推進」

循環型社会への取り組みや廃棄物の処理は、地域の住民にとっても大きな課題となっている。 よって、国は、次の事項を実現すること。

#### ◎ 循環型社会の構築

- (6)「使用済自動車の再資源化等に関する法律」(自動車リサイクル法)の見直し及び運用については、次の事項に留意すること。
- ① 不法投棄車の回収費用などについて、町村の財政負担とならないよう、万全の措置を講じること。
- ② 使用済自動車の該非判断のための客観的な指標と判断の手順に関するガイドラインを作成し、町村による不法投棄車両の廃物認定の円滑化を図るとともに、警察等関係機関による協力体制の構築や国の役割を明確に位置づけるなど不法投棄処理体制の枠組みを検討すること。
- ③ 「不法投棄対策支援事業」及び「離島対策支援事業」を拡充するとともに、「不法投棄対策支援事業」については、未然防止対策や行政代執行によらない原状回復への支援等も対象とすること。